

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、  
会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

\*\*\*\*\*

★国交省公開情報（H29.11.24 第 428 号より）

●貸切バスのドライブレコーダー義務化について

1. ドラレコの記録を使った指導・監督

貸切バス事業者は、12月1日からドラレコのついた自動車の運転者に対して、  
その記録を利用し指導・監督することが義務化されます。

（合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導・監督の実施時間が  
6時間以上から10時間以上になります）

ドラレコ映像を活用した指導・監督マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/common/001211423.pdf>

2. ドラレコの装着と記録

12月1日以降に新規登録を受けた新車はドラレコの装着と記録の保存が  
義務化されます。それより前に登録を受けた車両は、平成31年12月1日から  
義務化されます。

また、取り付けるドラレコには性能要件があります。

既に使用しているドラレコで、全ての性能要件は満たしていない場合も、  
一定要件まで満たしていれば、平成36年11月30日まで使用が可能です。

ドラレコで記録すべき情報と性能要件

<http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf>

【その他参考】

平成 28 年 11 月 17 日報道発表

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000272.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html)

改正の告示

<http://www.mlit.go.jp/common/001154005.pdf>

●貸切バスの追突事故

11 月 21 日（火）、千葉県的高速道路において、同県の貸切バスが乗客 36 名を乗せ運行中、前方を走行していた大型トラックに追突した。この事故により、乗客 18 名が軽傷。事故は、前方で別の事故が発生し、その事故車両に追突した模様。